

## 議案第 33 号

石岡市民俗資料館条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市民俗資料館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

平成 27 年 4 月から石岡市民俗資料館の名称を石岡市立ふるさと歴史館に改め、歴史、民俗資料等の展示、活用等を図るため。

## 石岡市民俗資料館条例の一部を改正する条例

石岡市民俗資料館条例（平成17年石岡市条例第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 石岡市立ふるさと歴史館条例

第1条中「民俗資料等」を「歴史，民俗資料等」に，「石岡市民俗資料館」を「，石岡市立ふるさと歴史館」に，「資料館」を「ふるさと歴史館」に改める。

第2条の表以外の部分中「資料館」を「ふるさと歴史館」に改め，同条の  
「  
表中 

石岡市民俗資料館
----------

 を 

石岡市立ふるさと歴史館
-------------

 に  
」  
改める。

第3条及び第4条中「資料館」を「ふるさと歴史館」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

ふるさと歴史館に館長その他必要な職員を置く。

第6条の見出しを「（ふるさと歴史館協議会）」に改め，同条中「資料館の」を「ふるさと歴史館の」に，「石岡市民俗資料館協議会」を「石岡市立ふるさと歴史館協議会」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）

2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市民俗資料館条例」を「石岡市立ふるさと歴史館条例」に改める。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 石岡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中	「		「
		民俗資料館長 民俗資料館協議会委員	を
		」	

議会委員	に改める。
	」